

令和4年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 4 年 6 月 8 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第4号 令和3年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第6 報告第5号 令和3年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 報告第6号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 報告第7号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第9 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議案第45号 茂串ポンプ場防災倉庫整備工事請負契約の締結について
- 第11 議案第46号 排水ポンプ車の売買契約の締結について
- 第12 議案第47号 塵芥収集車の売買契約の締結について
- 第13 議案第48号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について
- 第14 議案第49号 四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第50号 令和4年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第16 請願・陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第16まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 議 員（16名）

1 番 酒 井 祥 成 君

2 番 槇 野 章 君

3番 林 健 三 君
5番 緒 方 正 綱 君
7番 吉 村 アツ子 君
9番 水 間 淳 一 君
11番 岩 井 優之介 君
13番 堀 本 伸 一 君
15番 橋 本 章 央 君

4番 古 谷 幹 夫 君
6番 武 田 秀 義 君
8番 下 元 昇 君
10番 中 屋 康 君
12番 田 邊 哲 夫 君
14番 村 井 眞 菜 君
16番 味 元 和 義 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	細 川 理 香 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池 上 康 一 君	危 機 管 理 課 長	西 岡 健 二 君
企 画 課 長	川 上 武 史 君	農 林 水 産 課 長	佐 竹 雅 人 君
にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君	税 務 課 長	戸 田 太 郎 君
町 民 課 長	今 西 浩 一 君	建 設 課 長	竹 内 幸 喜 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高 齡 者 支 援 課 長	三 本 明 子 君
環境水道課長	小 嶋 二 夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生 涯 学 習 課 長	味 元 伸 二 郎 君
学校教育課長	岡 英 祐 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代 表 監 査 委 員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大 正 ・ 十 和 診 療 所 事 務 長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 北 村 耕 助 君

町民生活課長 田 邊 真 司 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 富 田 努 君

町民生活課長 畦 地 永 生 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長    長谷部 卓 也 君                      次                      長    正 岡 静 江 君  
書                      友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより令和 4 年第 2 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2 番槇野章君及び11番岩井優之介君を指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 6 月 6 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） それでは、議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告します。

第 2 回定例会の会期については、議長からもただいま報告があったように、6 月 6 日、全委員の出席の下で、また、森副町長の出席を求めて議案等を精査しました。その結果、本日 6 月 8 日から16日までの 9 日間とすることに決定しました。なお、一般質問は、議員の皆様方のお手元に通告内容が配付されていると思いますけれども、7 日目の 6 月14日に 4 名、そして15日に 4 名、16日に 1 名の 9 名から質問を受けたいとなりました。

以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 6 月 8 日から 6 月16日までの 9 日間であります。

お諮りします。

令和 4 年第 2 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 4 年第 2 回定例会の会期は本日から 6 月16日までの 9 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務所に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

3月26日、北ノ川中学校閉校記念式典に議長、教育民生常任委員、林議員、中屋議員が出席しました。

4月16日、本町で開催されました四万十町コワーキングスペース開所式典に、議長と共に槇野産業建設常任副委員長が出席しました。

4月27日、東大奈路で開催されました、しまんと製材工場竣工式及び落成記念式典に議長、林産業建設常任委員長、橋本議員が出席しました。

5月30日、東京都で開催されました令和4年度町村議会議長・副議長研修会に、議長と共に酒井副議長が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件についてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出がっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） それでは、3月定例会以降の総務常任委員会活動状況について報告します。

3月の常任委員会は、所管事務調査の中から、主に集落活動センターと、職員の長時間労働是正についてを議題として取り上げて行っております。集落活動センターについては、昨年12月に総務常任委員会から中尾町長に提出した提案書について、企画課から今の動き、また状況の報告を受け、委員からは、集落活動センターが事業をすることによって対価を得られる仕組みをもっと積極的に支援できないか、行政として方法を考えてくれたら良いという意見が出ております。

職員の長時間労働の是正については、まず水曜日のノー残業デーについて庁議にて徹底を図った。夜間の町主催の会議を入れない、時間外をすべき内容かどうか管理職が判断をする、終業時には各課を巡回し声かけをしている。感触としては減っているが、完全ではないという報告があっておりますが、委員からは、夜の会議が3割を占めている。町主催の会議を水曜日はなしにすることを徹底してもらいたい。対策については、3か月とかやってみてどんな感じかを検証する。常任委員会としては、効果を見てみたい等の意見が出ております。

4月の常任委員会では、企画課の新体制の下、企画調整、広報情報、地域振興の三つの課題と四万十川振興室、それぞれの部署の令和4年度の取組と事業内容について詳しい説明がありました。事業量、また事業内容については何分広範囲でして、この場での報告は割愛します。職員の長時間労働の是正については、副町長をはじめ、総務課と水曜日のノー残業デーも含めて現在の状況と今後の動き、対応策について協議しました。限られた時間の中で細かい報告ができないわけですが、時間外を少しでも減らす対応策の大きな動きとしては、課の在り方についての協議をしていること、今年度から班をつくって令和5年度に機構改革を視野に入れてという執行部からの答えを引き出したことは、一歩前進であると思っております。

5月の常任委員会では、今議会の議案に提出されております茂串ポンプ場防災倉庫整備工事の現地視察、文化的施設について、職員の長時間労働是正についてを議題としました。文化的施設については、文化的サービス計画の決定版についての説明を受け、文化的施設の併せ持つ、図書館、美術館、展示、コミュニティの四つの機能が複合的に集約された施設であり、単に図書館の建て替えではないという説明でした。職員の長時間労働の是正については、どうしたら時間外を減らすことができるか、職員のアンケートの意見で多かった回答15点に絞って、その対応策の検討を執行部に投げかけましたので、次回の常任委員会では執行部の考え方も聞けるとは思いますが、まだまだ課題は多くあります。総務常任委員会としては、引き続き調査を重ねていくつもりです。

以上で総務常任委員会の活動報告を終わります。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、3月以降の教育民生常任委員会の活動

報告をします。

3月の常任委員会では、文化的施設に関するサービス計画及び意見公募について、そして聞き取り調査の取りまとめについて協議しました。文化的施設に関するサービス計画、意見公募についての協議では、今回、当初予算に計上された移動図書館車の導入予算に対して複数の疑問の声が上がり、この点に絞って協議をしたところです。コスト計算も含めしっかりした運行計画が必要で、もう少しシビアな計画がないことには認めることができない。また、町内外施設間の連携体制を構築した上で、なお必要があれば移動図書館車を導入すべきで、今の段階では時期尚早、修正動議を提出すべき等々の意見が出され、この意見を基に、常任委員会としては修正動議を提出はどうかを諮り、提出すべきとの意見集約を行ったわけですが、動議提出の手續上、付託を受けた案件でなければいけないことが後から判明して、常任委員会としての発委ではなくて議員としての発議で対応するとなりまして、本会議では9対5で結果的には否決をされたことはご承知のとおりです。

次に、4月の常任委員会では、当然、所管課の課長等の出席をいただきまして、教育振興基本計画の進捗状況について、また文化的施設について、そしてあと学校訪問の計画、それから先進地視察について等を協議しております。教育振興基本計画の進捗状況に関しては、非常に中身が多岐にわたりますので、その中でも特に保・幼・小・中・高の接続、連携となろうと思いますけれども、それから食育の充実、学校図書館の充実の三点に絞って協議を行っております。保・幼・小・中・高の接続では、特に特性のある子どもへの対応が非常に苦慮している状況があり、これは重たい課題ですけれども、引き続き具体的な対応策なり仕組みづくりを検討していく必要があると思っております。

それとも関連しますけれども、近年、不登校生徒が増加傾向にあるという事態も懸念材料として示されており、これは各地区に支援センターを設置しての対応、スクールソーシャルワーカーと連携した対応をしておるようではありますが、なかなかこれも難しい状況にあるという認識を共有しております。また、この時点で高校進学に関して、具体的に地元から離れる原因の調査が必要ではないかとの意見も出されており、これも今期、教育民生常任委員会では地域に望ましい学校教育の在り方をテーマに後半動いておりますので、こういった点も、今後の残された期間でさらに協議していく必要を感じております。

二点目の食育の充実に関しては、毎月19日前後を食育の日として、各栄養教諭による食育指導を実施している状況を確認しました。また、地産地消の自給率においては、重量ベースで直近32.59%、全国平均が25.8%と比べますと、結構、地産地消の自給率が高い数

値と一定評価できますけれども、個人の考えを述べてもいけませんけれども、旧窪川町の当時、学校給食では、70%以上の自給を目指すべきというやり取りがあった経過もあります。今後とも、自給率アップについては今の時代背景の中で、ますます重要になってくるのではないかと感じております。また、オーガニックの導入については、今後の課題としていろいろ整理せないかん問題があるということで、教育委員会で検討していくように委員からも求めています。それから学校図書館の現状においては、計画的な蔵書整備、あるいは町立図書館との連携強化、学校図書館支援員の配置について等々、現状の説明を受けております。

次に、文化的施設に関しては、令和4年度、文化的施設整備事業の概要についての説明を受けたわけですが、特に問題として上がってきましたのは、資材費高騰の対応について委員からの質疑があり、この時点では、2割増は想定せないかんのではないかとという答弁を受けております。

5月の常任委員会においては、民生委員の現状と課題について、そして文化的施設整備事業の進捗状況について協議しました。特に民生委員については、四万十町で100名の定員数があるようですけれども、窪川地域で今2名の欠員になっており、そして任期が3年で、令和4年度が町の一斉改選になっておる状況で、これは議員にも共通する課題かも知れませんが、成り手不足の深刻化は当町だけでなく、全国的にも課題としてあることを確認しました。特に成り手不足の課題に関しては、民生委員の活動内容をもっと広く一般住民の方に広報する動きも非常に大事なことでないかと、委員から提案しております。

それから、文化的施設整備推進事業に関しては、報告が中心でしたけれども、実施設計に関わる平面配置計画の決定について、それからケーブルテレビの行政放送で放送されていた施設規模の根拠要因等について、そして旧小鳩保育所におけるサテライト貸出しカリコレについて、また、所蔵する貯蔵品の点検作業について報告を受けております。

委員から出された主な意見、提案としては、移動図書館については特に運行方法などを今後、十分に研究する必要があるということ、そして進んでおる整備事業に関連して、職員の駐車場確保、既存図書館の建物跡地の活用について明確な計画を示すべきと注文しております。

まず、資材費高騰に関し、事業費の設定めどがどのぐらいになるかという具体的な説明時期は、9月定例会にはかなり確定した数字を示せるように進めているという答弁をいた

だいておるところです。それとあと、これも情報提供でしたけれども、窪川中学校から子ども議会の計画の要望が出ておるということで、特にテーマとしては文化的施設で、所管課から現状も併せて説明しているようですが、今までの非常に重たいテーマの課題設定になると思いますので、本議会が取り組んできた今までの経過もしっかり位置付けの中で当然、中学生の活発な議会を期待しております。

以上、常任委員会の活動報告とします。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 産業建設常任委員会、3月定例会以降の活動について報告します。

産業建設常任委員会の活動目標として、農林水産業の活性化、商工業振興、大正・十和地域あ振興局の事務調査の三点を重点目標に委員会活動を行っております。

3月10日、所管事務調査として大型製材工場の現地視察を行い、農林水産課林業振興室並びに高幡木材センター職員より説明を受けました。

続いて4月21日、文化的施設について、産業建設常任委員会の所管に係る部分の説明を文化的施設整備推進室より受け、質疑を行いました。委員より、集成材を含む地元木材の使用や分離発注について執行部へ意見がありました。また、所管事務調査として、農林水産課の令和4年度主な事業計画について説明を受け、質疑応答を行いました。

続いて、5月20日、茂串ポンプ場防災倉庫整備工事について現地確認を行い、所管課より、建物は約400㎡で二階建て、1階はポンプ車及び一部B&G財団の事業によって購入した発電機、トラック、バックホー、タイヤシャベルなどを収納予定ということです。2階は茂串ポンプ場の監視と防災備蓄倉庫として整備予定と説明を受けました。

以上が3月定例会以降の活動となります。引き続き調査研究活動を行いたいと思いますので、担当課の皆さんにはご協力いただきたいと思います。また、委員一同が全身全霊をもって取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

以上、産業建設常任委員会の報告です。

○議長（味元和義君） これで常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第４、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告を申し上げます。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和４年第２回町議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、先の３月定例会以降の主要な行政運営等に関して、ご報告します。

まず、令和３年度四万十町一般会計決算見込みについてです。

令和３年度の一般会計決算見込額は、歳入総額207億2,554万円、歳出総額199億1,905万円で、歳入歳出差引額は８億649万円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源２億2,923万円を差し引いた実質収支額は５億7,726万円となります。

現在、決算調整並びに分析等を行っておりますけれども、歳出の前年度比較では、木材加工流通施設整備事業や音声告知放送設備再構築事業といった普通建設事業費が増加した一方、昨年度実施した特別定額給付金事業費の減などから、令和２年度の決算額と比較して３億3,207万円、1.6%の減少となっております。

歳入では、普通建設事業に伴う県支出金が大幅な増となったほか、普通交付税が増となる一方、国庫支出金が大幅な減となるなど、7,446万円、0.4%の減少となっております。

また、ふるさと支援寄附金が13億6,764万円となり、前年度より9,931万円の減少となり、それに伴い返礼品等の事業である、ふるさと支援推進事業費は5,409万円の減少となっております。町の預金に当たる積立基金残高は、ふるさと支援基金で10億4,130万円、その他で４億940万円、合わせて14億5,070万円を取り崩す一方、今後の各種事業等に必要な財源として、ふるさと支援基金で13億8,489万円、その他で６億2,457万円、合わせて20億946万円余りを積み立てた結果、前年度の決算剰余金処分による積立てと合わせて７億5,676万円余り増加しております。また、町の借金に当たる町債残高は、繰上償還を実施したことなどにより前年度末から２億2,896万円余り減少しております。

以上が令和３年度一般会計決算見込みについてのご報告となりますけれども、９月定例会において決算認定として提案する予定ですので、ご審議いただきますようよろしくお願いします。

続いて、移住・定住施策についてご報告します。

移住・定住施策のこれまでの実績については、先の第2回臨時会の所信表明でもご報告したとおり、四万十川をはじめとする本町の強みを生かした積極的な情報発信や観光振興のほか、ふるさと納税を通じた関係人口の創出、さらには移住・定住へつなげるための支援制度や住宅施策の充実など、様々な分野、視点から積極的に進めてきたところです。

特に昨年度においては、移住・定住促進と併せて、本町の人材確保を図ることを目的として新たに奨学金等返還支援補助金制度を始めたほか、町が空き家を借り受けて整備し、移住・定住用として賃貸している中間管理住宅についても、これまでの年間5棟の整備目標から、令和3年度には目標を引き上げ7棟を整備し、本年度以降はさらに年間15棟を目標に整備を進めるなど、施策の充実も図ってきたところです。

その結果、高知県の発表によりますと、昨年度における県内市町村別の県外からの移住者数は、本町が高知市に次いで2番目となる85組、114人の実績となり、さらに県内を含めた町外からの移住者数は138組、187人となったほか、数多くの出版物を手がける宝島社が毎月発行している雑誌「田舎暮らし」では、「2020年版住みたい田舎ランキング」において昨年に続き高い評価をいただきました。具体的には、アンケートに回答した東京都内を除く全国751市町村の中で、人口1万人以上3万人未満の町は225市町村ありますが、このうち「若者世代・単身者が住みたい田舎部門」で第4位、「子育て世代が住みたい田舎部門」で12位、「シニア世代が住みたい田舎部門」で11位となっております。さらに四国エリア全体では、人口規模に関わらず回答した全48市町村中、若者世代・単身者で第3位、子育て世代で6位、シニア世代で5位となるなど、本町が目指す「住んでみたいまち・住み続けたいまち」として全国的にも高い評価をいただいております。

今後は、先の所信表明でも申し上げたとおり、移住・定住施策の具体的な方向性として、農山村地域への若者の定住促進に取り組んでいきたいと考えており、まちづくりの要となる各集落や周辺地域における担い手の確保と、集落機能の維持活性化に向け、子育て支援や住宅施策を中心に農山村地域への若者の定住促進を図っていきたいと考えておりますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

続いて、令和4年度高知県地球温暖化防止県民会議の会長表彰の受賞についてご報告します。

本町では、令和2年度より民間事業者及び高知大学との産学官連携により、家庭における食品ロスの削減をテーマとした取組を推進してまいりました。主な内容としては、民間事業者と協働で町内の保育所や小学校を対象に、年齢に応じた食品ロスやSDGsについての

出前事業を実施しました。また、高知大学には家庭での食品ロスモニター調査をはじめ、SDGs研修会等の講師を務めていただくなど、SDGsの目標年度である2030年に向けて様々な分野でご支援をいただいたところです。この度、そうした取組が評価され、令和4年5月18日に開催された高知県地球温暖化防止県民会議総会において、会長である高知県知事より会長表彰を受賞しましたので、ご報告します。

続いて、令和4年度電波の日・情報通信月間四国総合通信局長表彰についてご報告します。

本町では、平成30年度に総務省のIoT実装推進事業により、ドローンや各種センサー等のIoT技術を推進することで、防災や教育、農業など様々な分野での課題解決に向けた取組を行ってまいりました。こうした先進的な取組が評価され、去る6月1日に松山市で開催された令和4年度電波の日・情報通信月間記念式典において、四国総合通信局長表彰を受賞しました。今回の受賞を契機として、今後もドローン等を活用し、地域活性化や地域課題解決に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、新型コロナワクチンの接種状況、及び4回目接種計画の概要について、ご報告します。

新型コロナワクチンの3回目接種については、対象者が2回目接種を完了した12歳以上となっており、本町においては令和4年5月末において1万852人が接種し、接種率は83.9%、重症化が心配される65歳以上の方では94.9%となっております。また、5月25日に厚生労働大臣から実施の指示があった4回目接種については、重症化予防対策に重点が置かれたため、接種対象者は3回目接種日から5か月を経過する60歳以上の方と、18歳から59歳の方については基礎疾患を有する方、または重症化リスクが高いと医師が認めた方となっております。そのため、本町では3回目接種を完了した60歳以上の方が約7,300人、18歳から59歳の方が約3,600人ですので、これらの方に接種券の発送など、接種体制の確保が必要となっております。

接種の開始は、医療従事者及び高齢者施設等の入居者、従事者の方は6月から接種対象となるため、関係機関と調整でき次第、順次接種を行います。また、一般の方への接種については、7月から接種対象者が増加するため、個別接種を7月11日から町内の医療機関において接種枠を拡大し対応します。また、集団接種は7月23日にきらら大正、24日に改善センターにおいて再開し、毎週土曜日と日曜日に行うように医療機関と調整しております。一般の方への接種券発送は7月1日以降、60歳以上の対象者の方に順次配達する予定

です。接種券が届きましたら、予約センターにおいて予約いただけます。

また、毎回ご迷惑をおかけしております電話予約の混雑対策として、接種券の発送を週3回に分けて一定量ずつ配達し、予約センター利用の分散を図るとともに、インターネット予約も7月5日から開始し、並行して受付を行います。18歳以上の方で3回目接種から5か月以上経過する方には、接種希望を確認する申請書を送付し、接種条件等を確認の上、申請のあった方から順次接種券を発送いたします。以上の内容が、本町の新型コロナワクチンの4回目接種の概要で、町内医療機関と連携しながら接種を進めてまいります。

以上、行政報告とします。議員の皆様、議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案します。日程第5、報告第4号及び日程第6、報告第5号をそれぞれ報告、次に日程第7、報告第6号及び日程第8、報告第7号を一括報告後、日程第9、諮問第1号の答申を行います。日程第10、議案第45号から日程第15、議案第50号までの6議案については、提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。最後に、日程第16、請願・陳情を所管の常任委員会に付託を予定しております。

暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第4号令和3年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第4号令和3年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について、ご説明します。

本報告については、令和3年度から令和5年までの3か年を設定期間として令和3年度に定めた文化的施設整備事業に係る継続費のうち、令和3年度の年割額について、令和4年度に繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、逐次繰越額並びに財源内訳等についてご報告するものです。

この継続費については、地方自治法施行令第145条第1項において、会計年度の年割額に係る歳出予算のうち、その年度内に支出できなかったものは、当該継続費の継続期間の終わりまで通次繰越しして使用することができると定められており、文化的施設整備事業に係る令和3年度の年割額1億1,234万円のうち、令和3年度内の支出済額2,523万4,000円を除いた残額8,710万6,000円を当該年度内に支出できなかった経費として、翌年度に通次繰越しして使用するものです。

なお、通次繰越額並びに財源内訳等については、継続費繰越計算書に記載のとおりとなっております。

以上、令和3年度四万十町一般会計継続費繰越計算書のご報告とします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君の質疑を許可します。

○12番（田邊哲夫君） 報告第4号、町長から報告がありました。そこで、ご承知のように令和3年度の予算を、翌年度に繰り越すことになったということですが、いつ繰越明許費として、執行部内で調整が完了したのか、調整した日にちについて質問します。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長片岡丈明君。

○総務課財政班長（片岡丈明君） お答えします。ご質問の繰越しの調整をした日ですけれども、繰越明許費ではなく継続費の調整をした日は、今回の繰越計算書については、翌年度に繰越しを行う財源として地方債がありますので、その未収入特定財源が確定するのが、出納整理期間である5月31日をもって未収入となった特定財源が確定しますので、5月31日をもって今回の繰越計算書を調整しました。繰越しは4月1日付で繰越しております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6、報告第5号令和3年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第5号令和3年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明します。

本報告については、令和3年度予算において繰越明許費のご承認をいただいております各事業について、令和4年度へ繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額並びに財源内訳等についてご報告するものです。

主な事業としては、令和3年度国の補正予算関連事業を始め、光回線終端装置再構築事業や新型コロナウイルス感染症対応関連事業、畜産競争力強化整備事業、町道改良事業、災害復旧事業など、計37件、総額20億6,651万5,000円の繰越額となっております。

目的別では、2款総務費で4億4,035万2,000円、3款民生費で7,364万9,000円、4款衛生費で607万5,000円、6款農林水産業費で5億210万8,000円、7款商工費で1,200万円、8款土木費で4億8,478万7,000円、9款消防費で4,631万6,000円、10款教育費で1,385万8,000円、11款災害復旧費で4億8,737万円となります。また、総額20億6,651万5,000円のうち、令和3年度国の補正予算に伴う繰越事業は4件で、合わせて2億9,085万6,000円となります。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳については、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりです。

以上、令和3年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書のご報告とします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、報告第5号について町長にお聞きしたいと思います。繰越明許の意味は漠然とは分かるわけですが、そもそも繰越明許はどういう意味なのかという点と、報告があったように、繰越明許費が既決予算約207億円のうちの20億円ということは、10%余りを繰越したという報告です。2款から11款までの合計額で20億円です。地方自治法第146条にも書いていますように、翌年度5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないという義務規定です。聞きたいのは、その報告の内容です。今、町長が報告されたように、2款から11款までの繰越額を議会に報告することが、規定された報告なのか。それとも、既に可決した予算が逆に1割も残ったと、その理由は何なのかはあってしかるべきではないかと思うんです。議会の皆さん、これだけ残りましたんで、翌年度にこれだけの金額を繰越しますよ、以上という、報告だけなのかと。現実には当然、議決した予算を当該年度に消化するのが、基本的な既決予

算だと私は思うんです。いろいろ事情はあると思います。ここにも書いてあるように、国の補正、関連予算がありますので、いろんな事情があつて繰越しをしなければならん予算もあると思います。しかし、金額だけ言われても中身がどうなのか。町民をはじめ、私どもに、これだけの金額をどういう理由で繰越しをしなければならなかったという報告があつてしかるべきではないかと私は思います。内部では検討したがでしょう。しかし、私どもには、なぜ繰越しをしなければならんのかという理由は一切述べられません。

例えば議案書、4ページから5ページにわたって2款から11款、事業名も含めて数字の羅列です。ある面では、全額翌年度に繰り越される予算もあります。これでじゃ、なぜ可決した予算をそのまま全て残すのかと、普通、単純に疑問に思いませんか。理由があつてそうなのかとは分かりますよ。例えば、全部言うつもりはありませんが、総務費の中に中間管理住宅整備事業がありますね。金額が1億400万円余り。そのうち翌年度繰越しが5,500万円。約半額の予算を繰り越した。なぜ半額の繰越しを余儀なくされたのか。私には内容は分かりません。

たまたま例を出しますよ。次に民生費。次の報告第6、7号であるわけですが、特別養護老人ホーム窪川荘、四万十荘、100万円組替え予算が来ました。翌年度に繰越しますね。ほかにもいろいろありますよ。理由が分からんですがです。全ては言いません。今更何を言うかと思うかもしれませんが、この報告が、私はずっと今まで疑問に思いながら来たんです。せめてメインの事業については、各課長、たくさんおられますよね。せめて自分の課内の繰越事業については、こういう理由で繰越しをしなければならなくなったという報告があつたら、そうかと、町民も議員も納得するのではないのでしょうか。黙っとけば議員はそのまま通りますよ。しかし、町民が主人公の町ですので、町民にもそこを全部分かりやすく理解を求めるという姿勢が、私は大事ではないかなという考えを持っていたので、今更ですが質問をしました。いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 先ほど継続費のご質問については、財政班長からお答えしましたけども、今回の報告第5号の繰越明許費の繰越計算書は財源が5月31日をもって確定したことによって、議会に報告をするということで、総務省の様式に基づいた様式となっております。その中には当然、繰越しの理由は記載してありませんので、この中には掲載してありません。ただ、3月補正予算の段階で、それぞれ、そのときには36事業について繰越しできる限度額を予算書として皆さんにはお示しをしております。その際に、記憶があり

ますけども、何点かどうした理由で繰越しをするのかといったご質問がありましたので、議員ご指摘のご質問については、3月定例会の時点での内容であったと私は理解しています。ただ、町民の皆様には繰越しの理由が分からないというご指摘もありますので、そういったところは、例えば先ほど申しました繰越明許費の提案説明の際に、大まかなところはこれまでも触れてきましたので、そういった対応を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、報告第6号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第8、報告第7号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第6号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第7号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明します。

本報告については、令和3年度予算において繰越明許費のご承認をいただいております各事業について、令和4年度へ繰り越す額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額並びに財源内訳等についてご報告するものです。

まず、報告第6号特別養護老人ホーム窪川荘特別会計の繰越明許費繰越計算書については、新型コロナウイルス感染症対策事業として1件100万円の繰越額となります。

続いて、報告第7号特別養護老人ホーム四万十荘特別会計の繰越明許費繰越計算書についても、新型コロナウイルス感染症対策事業として1件100万円の繰越額となります。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳については、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりとなります。

以上、令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計繰越明許費繰越計算書並びに、令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計繰越明許費繰越計算書の

ご報告とします。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 報告第6号、7号についてお伺いしたいのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、既決予算が100万円、繰越額が100万円です。先ほどの一般会計の繰越しで、民生費が、特別養護老人ホーム窪川荘と四万十荘にそれぞれ100万円、国から来た。この100万円が特別会計へ来たのではなかったかなと、同じ金額ですので推測するわけですが、そうならば、財源内訳ですよ。財源の内訳が、その他100万円ですね。一般会計に入って繰り出すから、その他という意味なのか。

併せて、いつ国からこの新型コロナウイルス感染症対策事業のお金が下りたのかなと。既にこの議会でということであったか、いつかの議会でだと思うのですが、それは分かりませんので、3月定例会やったかなと。もっと早い時期だったら、もっと使ってもいいのではないかな。新型コロナウイルス感染症対策ですので。それは事業によっては繰越して使うこともあるけど、新型コロナウイルス感染症の流行が終わって対策事業じゃと言われても、ちょっとぴんと来ないかもしれませんので、そこら辺をお答えください。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長片岡丈明君。

○総務課財政班長（片岡丈明君） 私からは、四万十荘、窪川荘の特別会計における財源内訳がその他になっていることについてお答えします。窪川荘の特別会計と四万十荘の特別会計の特別会計上は、歳入の種類としては一般会計の繰入金という性質になりますので、こちらの繰越計算書に記載する財源内訳としては、その他に分類されるものです。一般会計からは、国庫支出金を財源に歳入をいただき、それを基に特別会計へ繰り出しを行っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） もう一点の100万円についてです。既に収入ということで議員からご指摘がありましたけれども、4、5ページを見ていただけたら分かると思いますけども、まだ未収入でして、今年度中には収入される見込みです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員山脇一生氏の任期が本年9月末をもって満了することに伴う後任の候補者として、吉本江利氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

吉本氏は、令和2年3月に退職されるまでの32年間、公立学校で教職に携わり、在職中は人権に関する研修や支援学級担任として、学校教育全体の中で人権問題に関わってこられました。これまでの経験を生かし、人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第45号茂串ポンプ場防災倉庫整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第45号茂串ポンプ場防災倉庫整備工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年度に完成しました茂串第2ポンプ場東側の町有地に、吉見川浸水対策の拠点として、1階部分を排水ポンプ車及びB&G財団からの支援金で配備した災害対応重機等の収納庫、2階部分を茂串ポンプ場の監視、及び防災備蓄倉庫とした茂串ポンプ場防災倉庫を整備していくこととしております。工事の実施に際して、4月28日に地域密着型一般競争入札の公告を行いましたところ、3者からの入札参加申請がありましたので、参加資格の確認後、5月26日に3者による一般競争入札に付した結果、有限会社三浦建設が1億1,730万円をもって落札しました。この落札価格に10%の消費税、及び地方消費税1,173万円を加えた1億2,903万円をもって工事請負契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第46号排水ポンプ車の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第46号排水ポンプ車の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

吉見川浸水対策の拠点として整備されます茂串ポンプ場防災倉庫を保管場所とし、緊急時に備えるための排水ポンプ車を購入することとしております。車両の購入に際しては、5月19日に指名競争入札に付した結果、応札1者、入札箱投函による辞退1者、さらに辞退7者となり、株式会社津島工業が4,980万円をもって落札しました。この落札価格に消費税、及び地方消費税498万円を加えた5,478万円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第47号塵芥収集車の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第47号塵芥収集車の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成7年5月に購入し、一般廃棄物の収集運搬業務に使用してきました塵芥収集車につ

いて、シャーシ部分の腐食により業務に支障を来し、また、老朽化により多額の修繕費を要しているため、更新することとしております。

車両の更新に際して、5月19日に指名競争入札に付した結果、応札2者、辞退4者となり、高知日野自動車株式会社が452万円をもって落札しました。この落札価格に消費税、及び地方消費税45万2,000円を加えた497万2,000円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第48号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第48号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は令和4年度における一般廃棄物の指定ごみ袋を購入するものです。購入に際して、5月19日に指名競争入札に付した結果、応札2者、辞退2者となり、株式会社三井高知営業所が716万3,975円をもって落札しました。この落札価格に消費税、及び地方消費税71万6,397円を加えた788万372円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第49号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第49号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、少子高齢化、過疎化対策として移住促進に取り組み、その一つとして現在までに5棟11戸の移住支援住宅を整備しております。移住促進のための住居の提供については、移住支援住宅のほか、民間の空き家物件の紹介や、町が空き家を借り上げて賃貸する中間管理住宅など様々な形で取り組んでいるところですが、現状では、移住者のニーズに対して供給できる住居数が少ない状況にあります。これらのことから、平成22年度に金上野分譲宅地のPRを目的に整備した木造展示住宅が、当初の整備目的をおおむね達成したことから、移住支援住宅として活用するため、条例を改正するものでして、条例第2条の表に金上野移住支援住宅1棟を追加するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第50号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第50号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組む事業や、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の実施に向けた予算計上を行うなど、重要かつ緊急性の高い事業に伴う予算措置となっております。また、奨学資金貸付け事業、そして町内各小学校一、二年生の学習用品の購入に役立ててほしいと、それぞれご寄附をいただいております。この場を借りて心より感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。そのご厚志を有意義に活用してまいります。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明します。

まず、2款総務費ですが、財産管理費では、ご寄附をいただいた学習用品の購入について複数年度に分けて活用を予定しており、一旦基金に積立てを行うため、ふるさと支援基金積立金70万円を追加計上しております。

次に、ケーブルシステム管理運営費では、先の5月臨時会でご説明したインターネットシステム再構築事業において、早急にネット回線の通信速度の改善を図るため、外部のインターネットからケーブルネットワークシステムまでをつなぐ、いわゆる上位回線の機器などを整備する費用として1,100万円を計上しております。

続いて、4款衛生費ですが、予防費では、新型コロナワクチン接種事業において事業費の精査を行うとともに、令和4年5月25日付で厚生労働大臣から実施の指示がありました4回目の接種について、6月から対象者の方に順次行うため、必要な事業費2,051万3,000円を追加計上しております。

続いて、6款農林水産業費ですが、農地費では、若井地区にある笠ノ川池の漏水対策についてこれまで取組を進めてまいりましたが、昨年度は入札不調により工事に着手できなかったため、事業費等の見直しを行い、工事費1,000万円を計上しております。

続いて、7款商工費ですが、商工総務費では、新型コロナウイルス感染症禍における原油価格や物価の高騰による負担の軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、家計応援商品券事業費8,594万5,000円を計上しております。

最後に、10款教育費ですが、事務局費では、いただいたご寄附を奨学資金貸付事業に活用するため、奨学資金貸付基金繰出金100万円を追加計上したほか、学校管理費では、当初予算に計上しておりました東又小学校、田野々小学校のトイレ改修工事について、今後予定しております学校大規模改修を考慮した結果、設計内容について一部見直しを行う必要が生じたため、工事費2,505万8,000円を追加計上しております。また、教育振興費では、いただいたご寄附を活用し、町内の各小学校2年生用の学習用品を購入する費用として、消耗品費3万円を追加計上しております。

以上、歳出についてはただいまご説明したとおりですが、これを賄う歳入としては、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。内示決定等によります国庫支出金及び町債等の補正をはじめ、冒頭でも申し上げた寄附金については総額170万円となり、その目的別に歳入科目を振り分けております。また、国の臨時交付金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、追加配分予定額の1億1,107万8,000円を追加計上する一方、普通交付税2,239万円を減額しております。以上の結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,700万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ190億9,100万円となっております。

続いて、債務負担行為の補正ですけれども、県が佐川町に整備を進めております新たな管理型産業廃棄物最終処分場について、昨年12月定例会において、令和4年度から令和6年度までの3か年の期間を設定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の影響に伴い、発注に係る積算作業に遅れが生じたことなどにより、工事期間を令和7年度まで要することとなったため、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第2表に記載のとおり定めようとするものです。

最後に、地方債の補正ですが、第3表に記載のとおり、緊急自然災害防止対策事業債及び過疎対策事業債について、限度額の変更を行うものです。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第16、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時08分 散会